

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第87条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

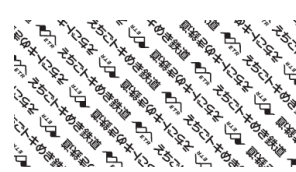
(乗車券類の様式の変更)

第88条 乗車券類の様式は、必要により変更することがある。

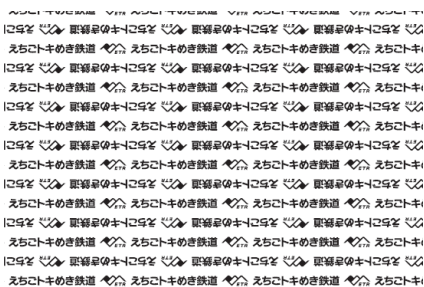
(字模様の印刷)

第89条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様を印刷する。

- (1) 普通乗車券及び普通回数乗車券用



- (2) 定期乗車券用



(乗車券類の駅名等の表示方法)

第 90 条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。
- (2) 団体乗車券の各旅行行程ごとの乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第 91 条 次の各号に掲げる旅客運賃の割引等を行う乗車券類には、関係券片の表面に当社の販売機器による印字又はゴム印の押印等により、当該各号に定める記号等の表示を行う。ただし、第 5 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

- (1) 小児に対するもの 「小」
- (2) 旅客運賃を割引するもの 別表 2 に定めるとおり。
- (3) 再交付するもの 「再」
- (4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの 「継続」
- (5) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの 「証第 号」

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

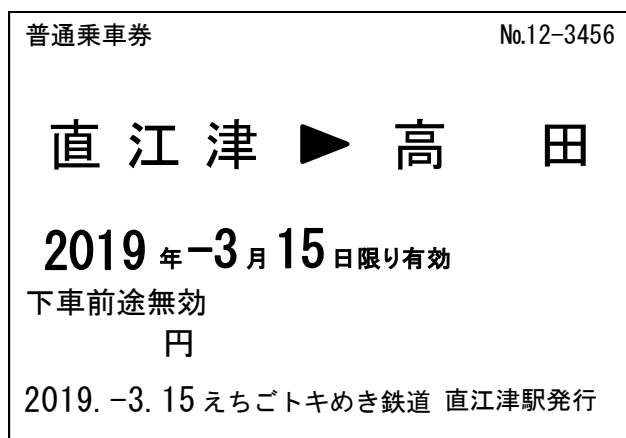
(片道乗車券の様式)

第92条 普通片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 乗車券印刷発行機用

サイズ：タテ 5.75cm ×ヨコ8.5cm (以下、乗車券印刷発行機用について同じ。)

裏面：エンコード (以下、乗車券印刷発行機用について同じ。)



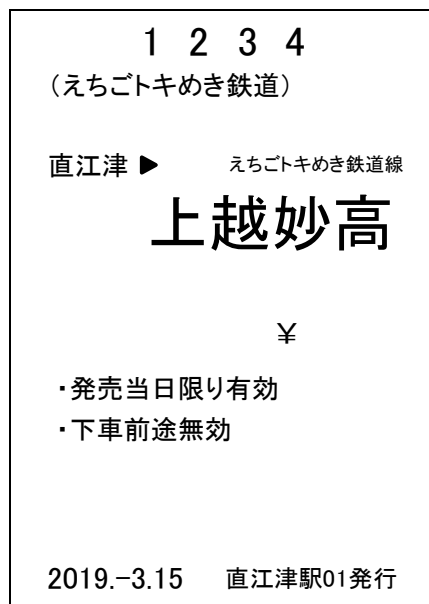
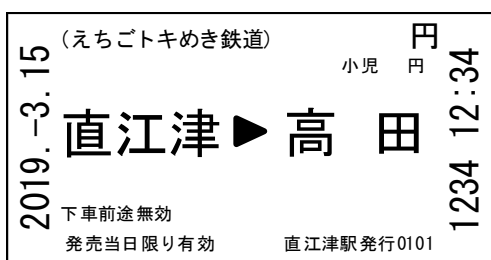
(2) 自動券売機用

ア 営業キロ100キロメートル以下

サイズ：タテ 3cm×ヨコ5.75cm 又は タテ8.5cm×ヨコ5.75cm

(以下、自動券売機用について同じ。)

裏面：エンコード (以下、自動券売機用について同じ。)



イ 101キロメートル以上

1 2 3 4
(えちごトキめき鉄道)
妙高高原から
直江津 ▶ 東日本会社線
長 岡
¥
・発売当日限り有効 信越本線経由 ・下車前途無効
2019.-3.15 妙高高原駅01発行

(3) 携帯型乗車券発行機用

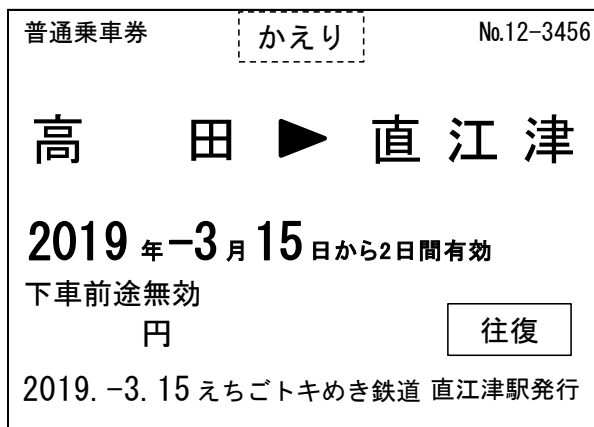
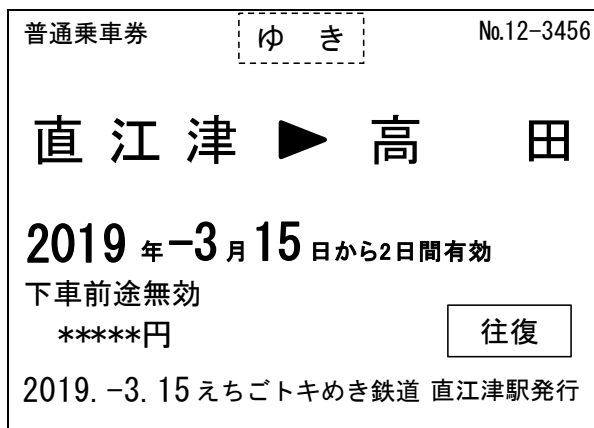
裏面：無地（以下、携帯型乗車券発行機用について同じ。）

普通乗車券
谷 浜 ▶ 直江津
經由
円
2019年-3月20日限り有効 下車前途無効
えちごトキめき鉄道 No.12-3456

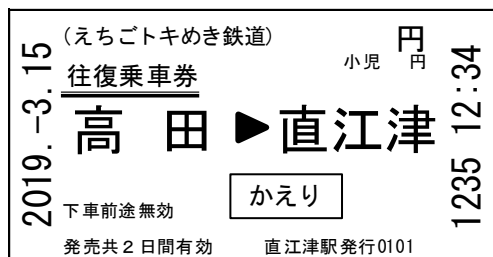
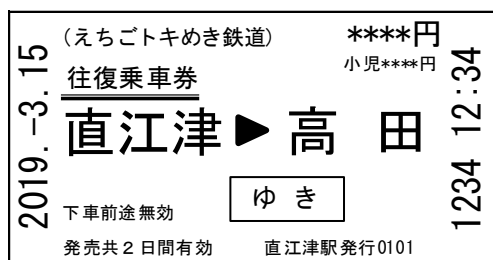
(往復乗車券の様式)

第 93 条 往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機用



(2) 自動券売機用



第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第94条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機及び自動券売機用

ア 通勤定期乗車券

表	裏
<p>通勤定期1箇月 No.12-3456</p> <p>直江津 ↔ 高田</p> <p>-3月15日から</p> <p>2019.-4.14まで</p> <p>円 トキメキ タロウ様 35才</p> <p>2019.3.15 えちごトキめき鉄道 男 直江津駅発行</p>	<p>定期券使用上のご案内</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動改札機のあるところでは、自動改札機をご利用ください。 2 特急料金等特別の料金を必要とする列車に乗車される場合は、特急券等のほか乗車券をお求めください。(別に指定した区間・列車では特急券等をお求めのうえご利用いただけます。) 3 定期券は係員から請求があるときは、いつでもお見せください。 なお、通学定期券の場合は、証明書等を必ず携帯してください。 4 送迎の際は、別に入場券をお求めください。 5 列車等の運行休止により引き続き5日間以上使用できなかった場合は有効期間の延長等の取扱いをいたします。 6 券面表示事項に違反して使用されたり、次のような場合は、定期券を無効として回収し、その期間の全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。 (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき (2) 券面表示事項を改変して使用されたとき (3) 区間の連続しない他の乗車券類を合わせて使用し、その各券面に表示された区間と区間との間をそのまま乗車されたとき 7 不要になった場合は、使用された月数(1箇月未満は1箇月に切り上げ)相当の定期運賃と手数料を差し引いた残額を払いもどしいたします。 (払いもどし額がない場合もあります。) 8 紛失された場合であっても、再発行の取扱いはいいたしません。 9 有効期間が切れた場合は直ちにお返しくください。 <p style="text-align: right;">えちごトキめき鉄道株式会社</p>

備考 裏面に通勤定期乗車券の裏面の注意書きを印刷する。

イ 通学定期乗車券

表	裏
<p>通学定期1箇月 No.12-3456</p> <p>直江津 ^学 ↔ 高田</p> <p>-3月15日から</p> <p>2019.-4.14まで</p> <p>円 トキメキ タロウ様 18才</p> <p>2019.3.15 えちごトキめき鉄道 男 直江津駅発行</p>	<p>定期券使用上のご案内</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動改札機のあるところでは、自動改札機をご利用ください。 2 特急料金等特別の料金を必要とする列車に乗車される場合は、特急券等のほか乗車券をお求めください。(別に指定した区間・列車では特急券等をお求めのうえご利用いただけます。) 3 定期券は係員から請求があるときは、いつでもお見せください。 なお、通学定期券の場合は、証明書等を必ず携帯してください。 4 送迎の際は、別に入場券をお求めください。 5 列車等の運行休止により引き続き5日間以上使用できなかった場合は有効期間の延長等の取扱いをいたします。 6 券面表示事項に違反して使用されたり、次のような場合は、定期券を無効として回収し、その期間の全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。 (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき (2) 券面表示事項を改変して使用されたとき (3) 区間の連続しない他の乗車券類を合わせて使用し、その各券面に表示された区間と区間との間をそのまま乗車されたとき 7 不要になった場合は、使用された月数(1箇月未満は1箇月に切り上げ)相当の定期運賃と手数料を差し引いた残額を払いもどしいたします。 (払いもどし額がない場合もあります。) 8 紛失された場合であっても、再発行の取扱いはいいたしません。 9 有効期間が切れた場合は直ちにお返しくください。 <p style="text-align: right;">えちごトキめき鉄道株式会社</p>

(2) 補充定期乗車券の様式

表

<p>甲</p> <p>えちごトキめき鉄道</p> <p style="text-align: center;">⇔</p> <p>通勤定期</p> <p>136 箇箇箇 月月月</p> <p>經由 () 年 月 日 から 年 月 日 まで</p> <p>円 様 才 年 年 日 発行</p> <p style="text-align: right;">No.1234</p>	<p>乙</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">発 駅</td> <td style="width: 50%;">着 駅</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経 由</td> </tr> <tr> <td>J R</td> <td>他社</td> </tr> <tr> <td>通勤</td> <td>印章</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </table> <p>136 箇箇箇 月月月</p> <p style="text-align: right;">No.1234</p> <p>年 年 日 発行</p>	発 駅	着 駅	経 由		J R	他社	通勤	印章	計	
発 駅	着 駅										
経 由											
J R	他社										
通勤	印章										
計											
9cm	8.5cm										
裏											

(ご案内)

- 1 特急料金等特別の料金を必要とする列車に乗車される場合は、特急券[※]ほか乗車券をお求めください。(別に指定した区間・列車では特急券等お求めのうえご利用いただけます。)
- 2 定期券は係員から請求があるときは、いつでもお見せください。なお、通学定期券の場合は、証明書等を必ず携帯してください。
- 3 送迎の際は、別に入場券をお求めください。
- 4 列車等の運行休止により引き続き5日間以上使用できなかった場合は有間の延長等の取扱いをいたします。
- 5 券面表示事項に違反して使用されたり、次のような場合は、定期券を[※]して回収し、その期間の全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます
(1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使われたとき
(2) 券面表示事項を改変して使用されたとき
(3) 区間の連続しない他の乗車券類を合わせて使用し、その各券面に表れた区間と区間との間をそのまま乗車されたとき
- 6 不要になった場合は、使用された月数(1箇月未満は1箇月に切り上げ)当の定期運賃と手数料を差し引いた残額を払戻しいたします。
- 7 紛失された場合であっても、再発行の取扱いはいたしません。
- 8 有効期間が切れた場合は直ちにお返しくください。

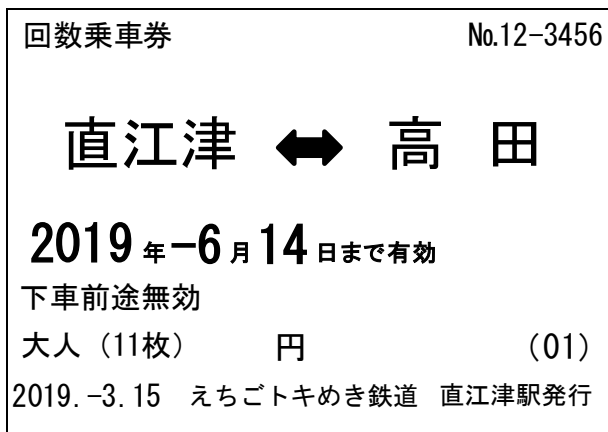
えちごトキめき鉄道

第3款 普通回数乗車券の様式

(普通回数乗車券の様式)

第95条 普通回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 印刷発行機用



(2) 自動券売機用



第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第96条 団体乗車券は、次の各号に定める様式とする。第1号の場合、別表4に掲げる団体乗車券内訳表および出札・改札証明書を添附する。

(1) 乗車券発行機用

団体乗車券				
2019年-6月14日	直江津	▶	高田	
2019年-6月14日	高田	▶	直江津	
---年---月---日		▶		
---年---月---日		▶		
---年---月---日		▶		
2019.-3.15	円	えちごトキめき鉄道	15人	直江津駅発行

(2) 手書き用

表

	×	×		×	×					
えちごトキめき鉄道 団体乗車券										
				種別				期別		
No.99-9999										
団体名又は代表者名						引受番号	第 号			備考
実際乗車人員	大人	小児	駅職員・付添人	旅行業者(有)	旅行業者(無)	無賃人員	合計			
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
旅 客 運 賃					打 切 区 間					
割引率	1人当り旅客運賃		人員	団体旅客運賃	乗車駅	降車駅	経 由	1人当り無割引運賃		
	普通	円		円				円		
割	割引		人							
割	普通		人							
割	割引		人							
割	普通		人							
割	割引		人							
割	普通		人							
割	割引		人							
運賃合計(7)				円	記事					
行 程 ・ 料 金 <small>(列車種別に○印が附されている場合は、その乗車月日の当日中の任意の同種の列車に変更できます。)</small>										
乗車月日	列車種別	区 間		経 由	人員	一人当りの料金		料金計		
	列車名(列車番号)					種類	金額			
・		発駅			大 人		円	円		
		着駅			小 人					
					割 人					
・		発駅								
		着駅								
・		発駅								
		着駅								
・		発駅								
		着駅								
・		発駅								
		着駅								
記事	責任人員		人		料金合計(1)		円			
	保証金		円		領収額合計(7+1)		円			
	年 月 日				発行箇所					

1.5cm

23.5cm

18cm

第3節 特別急行券の様式

(特別急行券の様式)

第97条 特別急行券の様式は、次の各号に定める通りとする。

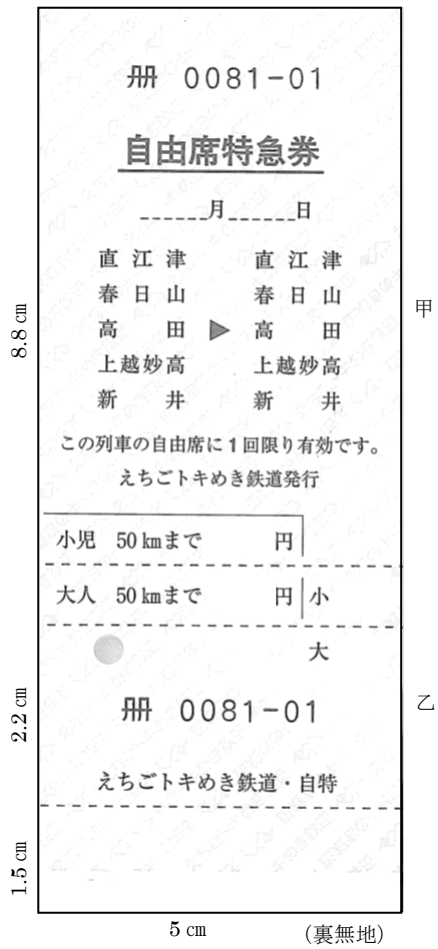
(1) 印刷発行機用

自由席特急券	No.12-3456
直江津 ▶ 高 田	
2019年-3月15日限り有効	
1回限り有効	
円	
2019.-3.15 えちごトキめき鉄道 直江津駅発行	

(2) 携帯型乗車券発行機用

自由席特急券
高 田 ▶ 直江津
円
2019年-3月20日限り有効
1回限り有効
えちごトキめき鉄道
No.12-3456

(3) 車内特別急行券



第4節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第98条 特別補充券は、この章の第1節から第3節までに規定する乗車券として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合において、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 駅用及び車内用（出札補充券、改札補充券及び車内補充券）
- (2) 駅用及び車内用（地図式特別補充券及び駅名式特別補充券）

(出札補充券、改札補充券及び車内補充券の様式)

第99条 出札補充券、改札補充券及び車内補充券の様式は、次に定めるとおりとする。

表

×	事	1	2	3	4		えちごトキめき鉄道			
		片	往	別	区		甲	冊1234-01		
×	由	道	復	道	変	領取額 Amount Received				
							¥	千	円	円
×	原	月 ____ 日 ____ 日 <small>から有効</small>				種別 ____ 号 ____				円 ゆき
		____				____				
×	券	經由 ____								日間 有効 Days 発売日共 Good for
		經由 ____				經由 ____				
×	人員	大人	人	小児	人	学割	人			
		再掲	JR			他社線				
×	記事									
		____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 発行								

12.5cm

1.3cm

8.2cm

(裏無地)

(特別補充券の様式)

第100条 特別補充券の様式は、次の各号に定める通りとする。

(1) 地図式特別補充券

冊 12-3456

事由	額収額(円)										4000	1000	800	
片道	日付										2000	900	700	
往復	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	600			
別途											500			
区変	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	400			
不使用証	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	300			
譲購入											200			
紛失	31	有効		発売当日限り有効							100			
原券控	10	20	30	40	50	60	70	80						
	80	90	100	200	300	400	500	70						
原券種別	普通		回数		定期			60						
記事											概算		小児	50
											算		見	40
														30
														20
														10
Q	円)													
駅から	市塚	親不知	青海	糸魚川	横屋敷	浦本	能生	筒石	名立	有間川	谷浜			
駅まで	妙高原	関山	二本木	新井	北新井	上越妙高	南高田	高田	春日山	区江津				
駅から														
駅まで														

日本海ひすいライン

妙高はねうまライン

えちごトキめき鉄道発行

×
×

(2) 駅名式特別補充券

		甲 № 0123-01				
日付	年	月	日	大人	名	
発売額	円	小児	名			
事由	片道	往復	区変	別途	紛失	
有効	当日限り有効		2日間	手回り品		
原券控除	円	原券種別	回数	定期		
記 事						
妙高はねうまライン	直江津	発着	谷	発着	ほくびき	発着
	春日山	発着	有間川	発着	虫川大杉	発着
	高田	発着	名立	発着	まつだい	発着
	南高田	発着	筒石	発着	十日町	発着
	上越妙高	発着	能生	発着	六日町	発着
	北新井	発着	浦本	発着	塩沢	発着
	新井	発着	梶屋敷	発着	石打	発着
	二本木	発着	えちご線上 ひまわり海線	発着	越後湯沢	発着
	関山	発着	糸魚川	発着	黒井	発着
	妙高高原	発着	青海	発着	犀潟	発着
	黒姫	発着	親不知	発着	土底浜	発着
	古間	発着	あし	発着	潟町	発着
北しなの線	牟礼	発着	越中宮崎	発着	上下浜	発着
	豊野	発着	泊	発着	柿崎	発着
	三才	発着	風入	発着	柏崎	発着
大系線	北長野	発着	西入善	発着	長岡	発着
	長野	発着	や生地	発着	見附	発着
	姫川	発着	ま黒部	発着	東三条	発着
	小滝	発着	鉄魚津	発着	加茂	発着
	平岩	発着	道滑川	発着	新津	発着
南小谷	発着	線富山	発着	新潟	発着	
えちごトキめき鉄道発行						